

賠償及  
立政權

9 言水權問題に關する文書と  
在在フリセ

33

3

25

# 秘密指定解除

公文書監理室

極  
秘

賠償及び請求権問題に関する交渉と対立政権の存在について

(昭三三・三・二五)  
（条約局 第一課）

一 日韓会談及びヴィエトナム賠償交渉において、日本国政府は、  
國全体を代表する正統政府であると主張している政府であつて現  
実にはその國の実質的部分に対し有効な支配力を及ぼしていない  
ものと交渉を行つてきた。

かかる場合に発生する法律的問題を考究して見る。

二 まず、承認の問題がある。すなわち、わが國は韓國なりヴィエ  
トナムなりを全体としての一つの國家として承認しているか、そ  
れとも分離した二つの國家として承認しているか、という問題で  
ある。わが國は平和条約第二条により「朝鮮の独立」(Inde-

の朝鮮の独立を承認したものと考えられる。ヴィエトナムについては、ジユネーヴ講定書を尊重する方針をとるならば一つのヴィエトナムの独立を承認しているものと考えるべきであろう。政策上は現在この立場が取られていると推定する。

三　次に、前記の各国を代表する政府の承認の問題がある。政権がある国を代表する政府として認められるか否かの基準はその政府の支配の「実効性」にあると多くの場合解されている。韓国政府とヴィエトナム政府は北鮮及び北ヴィエトナムについてそれぞれ実効的支配を及ぼしていない。両政府をそれぞれ両国全体の正統政府と認めることには國際法上の困難がある。（日華平和条約方式はこの國際法の考え方従つたものといえる。）国連における一連の韓国に関する決議も、ジユネーヴ講定書も、この國際

法の考え方従い、韓国政府及びヴィエトナム政府が全朝鮮及び  
全ヴィエトナムを代表する政府であるとはどこにも述べていない。  
さらに進んで、韓国政府及びヴィエトナム政府を承認している諸  
國も、これら二政府をそれが実効的に支配している地域を代  
表する政府として承認していると解すべきではなかろうか。

ベトナム政府及び韓国政府はそれらの政府が国際法上有効に代表することができる問題についてのみわが国と交渉し条約を締結することができる。すなわち、請求権問題についていいうならば、ベトナム政府及び韓国政府はそれらの政府が実効的支配力を及ぼしていない地域に直接関連する地方的な請求権については日本政府と交渉する極限がないと解すべきである。裏から言えば、それらの政府は、それらの政府が実効的支配力を及ぼしている地域に関する地方的請求権についてのみわが国と交渉し条約を締結することができる。

　　ベトナム政府は桑瀬平和条約第十四条<sup>1</sup>に基いてわが国と賠償交渉を行う権利を有するが、その権利は、あくまでもその現在の領域が日本軍によつて占領され、かつ、日本国によつて損害

を与えられた場合に、その損害について認められているだけである。

朝鮮との請求権問題交渉については、その基礎となる平和条約第四条(a)が「日本国及びその国民の財産で朝鮮にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権で現に朝鮮の施政を行つてゐる当局及びその住民（法人を含む。）に対するものの処理並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれらの当局及び住民の請求権の処理は、日本国とこれらとの間の特別取締の主題とする」と規定しており、実効的支配の要件が明確にされている。したがつて、韓国政府は南鮮との間の請求権問題の処理しかわが国との間でできないことになる。もちろん、ヴィエトナムとの場合と同様に朝鮮全体との請

求権の処理を行うことも可能であるが、そのような協定は平和条約第四条(b)で予想しているものではない。なお、第四条(b)は北鮮が米軍の支配の下に置かれなかつた關係上北鮮にあつた日本資産には適用されない。

五 以上の論理を押しすすめると、わが国はヴィエトナム政府ないしは韓国政府と賠償ないし請求権問題の解決のための交渉を行うに当つては、

- (1) これらの政府が有効に交渉を行うことができる範囲の問題についてのみ協定するか、
- (2) 全地域にまたがる問題について協定するが、その実施はその政府の支配下にない地域に関連する協定の部分の実施は統一政府ができるまで延期するか、のいずれかであろう。

しかしながら、この論理は実際的ではない。何とならば全地域の統一を悲願とする韓国政府及びヴィエトナム政府が対立政権の立場と在力を認めることになり結局は自己の存立の基盤を危くするような前記の結論（特に④）に協定上又は実際上同意するとは考えられないからである。（④といえども実際の見込はない。）

六 実際的な方針は、北ヴィエトナム分ないしは北鮮分の地方的請求権がいくらになるかを具体的に計算して、もしそれが実質的な額にならないならば、前記の法律<sup>的</sup>論点を提起することなく全地域の請求権の解決を計ることとし、努力は全体の金額の減少に向けるべきであろう。（平和条約第四条④が北鮮分に適用されないとことを考慮すれば朝鮮についてはこの方針は実害に乏しいと想像される。）また、もし実質的な額に上るならばかかる論点を提起

するよりも交渉を事態が適当に進展するまで延期すべきではなか  
ろうか。

七 わが國が前記六に従い韓国政府又はヴィエトナム政府と朝鮮全  
域ないしはヴィエトナム全域にまたがる請求権問題ないし賠償問  
題の解決を行う場合の法律的論拠は、北鮮（ヴィエトミン）政權  
ないしはいすれでもない統一政權が朝鮮（ヴィエトナム）全地域  
を実効的に支配する政府となる場合（将来北鮮（北ヴィエトナム）  
にも韓国（ヴィエトナム）政府の勢力が及ぶ場合には問題はない）  
には、日本の政府は韓国（ヴィエトナム）政府と日本政府との  
間で締結された日本との本件協定（及びその下における支払の実  
施）は新政府によつて当然承認されるべきであるという政府の承  
認に関する國際法上の原則に置かれることになろう。（ただし、

この原則にはいまだ固まつていらない例外がある点が問題である。)

北韓（ヴィエトミン）地域が分離して別の国を作る場合は、南北  
鮮（ヴィエトナム）間に地域的債権關係の承継が行われるべきで  
あるが、韓国（ヴィエトナム）政府との間で行つた協定は北鮮（  
ヴィエトナム）に承継されないと解される。